資料１

（４）学童保育所

学童保育所については、義務教育学校の敷地内または近隣への設置を基本とします。

その上で、義務教育学校設置の検討状況にあわせて、具体的な設置場所や定員、利用対象、開設時間、既存クラブの再編等について、保護者ニーズを踏まえて検討します。

また、施設の状況に応じて、学校施設の一時利用（タイムシェア）についても検討します。

（５）閉校後の施設

閉校となった校舎等の利活用については、民間等への売却を基本とします。

ただし、義務教育学校に近接する小学校の屋内運動場やグラウンドについては、当面の間、義務教育学校のサブ体育館、サブグラウンドとしての活用も検討します。

また、地域活動や社会体育等での利用状況、維持管理費、施設改修に係る国庫補助金の返還条件、市債の償還状況などを個別に確認したうえで、利活用の方策を検討します。

避難所機能を有する施設については、近隣の他施設への機能移管を検討します。

表 4-21 中学校に近接する小学校

中学校	近接する小学校	徒歩での距離及び時間
第一中学校	松陵小学校	約 0.4km・約 6 分
第二中学校	若浜小学校	約 0.5km・約 7 分
第三中学校	松原小学校	約 0.2km・約 3 分
第六中学校	泉小学校	約 0.7km・約 11 分
鳥海八幡中学校	八幡小学校	約 1.0km・約 15 分
東部中学校	南平田小学校	約 0.6km・約 9 分

※第四中学校、飛島中学校を除く。時間は時速 4km で換算。

（６）地域とのつながり

学校再編により学校が閉校となった地域においても、学校とのつながりが希薄化することのないよう、ふるさとの自然・歴史・文化を学ぶ学習やスクール・コミュニティの推進を通じて、地域と学校の関係を継続する取組を進めていきます。